

Press Release

2019年5月10日

東海市・大府市・知多市・東浦町
知多メディアネットワーク株式会社

知多半島北部連携「禁煙 de 健康」の取り組みについて

東海市・大府市・知多市・東浦町・知多メディアネットワーク株式会社（東海市大田町下浜田165番地 代表取締役社長：中西 満）は、健康増進法の改正を受け、受動喫煙防止の呼びかけや禁煙の推奨を共同で実施いたします。

複数の行政と、地域密着のメディアであるケーブルテレビが連携することで、市町の枠を超えた、広域かつ浸透度の高い情報発信ができる初の試みと考えております。

取り組みの一環として、5月31日の世界禁煙デー及び5月31日から6月6日の禁煙週間に合わせ「禁煙 de 健康」をテーマとした啓発活動を共同で実施いたします。受動喫煙のない社会を目指して、ショッピングセンターや駅前での啓発に各団体のゆるキャラが勢ぞろいし、活動を盛り上げます。

今後も、東海市・大府市・知多市・東浦町・知多メディアネットワーク株式会社は、市民及び町民の健康増進に寄与する活動を進めていきます。

■ 啓発活動概要

- (1) 日 時 2019年5月31日（金）11：00～18：00
- (2) 場 所 イトーヨーカドー知多店（11：00～11：30）
イオンモール東浦（13：00～13：30）
リソラ大府ショッピングテラス（15：00～15：30）
名鉄太田川駅前（17：30～18：00）
- (3) 啓発品 ちたまるスタイル 1,000部、ポケットティッシュ 1,000個
- (4) 後 援 愛知県

<本件に関するお問い合わせ>

（平日 9：00～17：00）

- | | | |
|---------------------------|----------------|--------------|
| ・東海市健康推進課 | 東海市荒尾町西廻間2番地の1 | 052-689-1600 |
| ・大府市健康増進課 | 大府市江端町四丁目2番地 | 0562-47-8000 |
| ・知多市健康推進課 | 知多市新知字永井2番地の1 | 0562-54-1300 |
| ・東浦町健康課 | 東浦町石浜岐路21 | 0562-83-9677 |
| ・知多メディアネットワーク株式会社 担当：森・穂住 | 東海市大田町下浜田165番地 | 0562-33-7798 |

■ 参考資料

(1) 啓発活動ステッカー



(2) 啓発活動のぼり



(3) 情報発信媒体

- ・各市町広報紙、ホームページ
- ・ケーブルテレビ「メディアスチャンネル」
- ・コミュニティエフエム「メディアスエフエム」
- ・フリーペーパー「ちたまるスタイル」(全5回連載予定)

2020年4月より全面施行されます!!

2019年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。これにより、飲食店を含む、ほとんどの施設が原則屋内禁煙になり、非喫煙者が喫煙者の影響を受ける機会が大幅に減少すると考えられます。健康への影響が大きい、子どもや患者に特に配慮し、より一層禁煙の促進を実現する社会へ向けた法改正が進みます。

多くの施設で、原則屋内禁煙に

改正法により、多様な業種(飲食店、児童福祉施設、福祉施設、職業訓練施設)において、原則的に屋内禁煙となります。2020年4月以降、このように禁煙の促進が図られることとなります。

屋内での喫煙が可能な各種喫煙室を設置

改正法では、原則、20歳未満の児童が喫煙室へ入ることは、原則として禁止されています。喫煙室を設置する場合は、喫煙室の設置場所、喫煙室の構造、喫煙室の設備等について、事前に自治体等に届出を行う必要があります。

喫煙室の情報の義務化

喫煙室の設置場所や喫煙室の構造等について、喫煙室の設置場所の表示(喫煙室の設置場所の表示)を行う必要があります。

20歳未満は喫煙エリアへの立入禁止

改正法により、20歳未満の児童が喫煙室へ入ることは、原則として禁止されています。喫煙室を設置する場合は、喫煙室の設置場所、喫煙室の構造、喫煙室の設備等について、事前に自治体等に届出を行う必要があります。

全国施行へ向けスケジュール

スケジュールは、2020年4月1日より、2020年4月1日より全面施行となります。改正法により、喫煙室の設置場所、喫煙室の構造、喫煙室の設備等について、事前に自治体等に届出を行う必要があります。

2020年4月1日	改正法(喫煙室の設置場所の表示)の全面施行
2020年4月1日	改正法(喫煙室の設置場所の表示)の全面施行
2020年4月1日	改正法(喫煙室の設置場所の表示)の全面施行
2020年4月1日	改正法(喫煙室の設置場所の表示)の全面施行

禁煙で守ろう

大切な人の健康

健康増進法が改正され、2020年4月より全面施行されます。これにより、望まない喫煙を防止するための取り組みがメーカーからルールへと変わります。たばこを吸う人も吸わない人も正しい知識を身につけて「たばこの在り方について」一度考えてみましょう。

「禁煙 de 健康」をテーマにした全5回の連載!

vol.1

受動喫煙について

たばこの煙は呼吸器や目や喉を刺激し、気管支炎、大動脈硬化、脳卒中、糖尿病、がんなどを引き起こします。受動喫煙は、喫煙者から吸い込まれる煙や、タバコ、タール、一酸化炭素などの有害物質は、喫煙者よりも多く含まれています。

この有害物質は、自分の喫煙とは異なる環境にさらされることで、健康被害を引き起こす可能性があります。また、子どもや患者、妊婦さんや高齢者にも健康被害を及ぼす可能性があります。

たばこの害について

たばこの煙には、4000種類以上の有害物質が含まれています。その中には、200種類以上の発がん物質があります。発がん物質は、がんの原因となる可能性があります。また、ニコチンやタール、一酸化炭素などの有害物質は、喫煙者よりも多く含まれています。

また、発がん物質、ニコチン、タールの有害物質は、喫煙者よりも多く含まれています。また、ニコチンやタール、一酸化炭素などの有害物質は、喫煙者よりも多く含まれています。

加熱式たばことは

近年利用が増えている「加熱式たばこ」。加熱式たばこは、たばこを加熱して吸うことで煙を発生させ、その煙を吸い取ることで喫煙を行います。加熱式たばこは、たばこを加熱して吸うことで煙を発生させ、その煙を吸い取ることで喫煙を行います。

加熱式たばこは、たばこを加熱して吸うことで煙を発生させ、その煙を吸い取ることで喫煙を行います。加熱式たばこは、たばこを加熱して吸うことで煙を発生させ、その煙を吸い取ることで喫煙を行います。

煙の行く先を考えよう

2020年の改正法では、喫煙者の影響で非喫煙者がたばこの煙を吸うことになる場合があります。喫煙者の影響で非喫煙者がたばこの煙を吸うことになる場合があります。

喫煙者の影響で非喫煙者がたばこの煙を吸うことになる場合があります。喫煙者の影響で非喫煙者がたばこの煙を吸うことになる場合があります。

29

28